

改正後

(府令第三十八条第十一项の国家公安委員会規則で定める者)

第五条 府令第三十八条第十一项第一号ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、法第九十七条の二第一号第三号に規定する特定失効者(その者の運転免許(以下「免許」という。)が法第百五条第一項の規定により効力を失った日から起算して六月を経過しない者に限り、府令第十八条第一号第一号に規定するやむを得ない理由により運転免許証(以下「免許証」という。)の有効期間の更新を受けることができなかつた者を除く。)のうち当該免許に係る免許証の有効期間の末日までに継続して免許(仮運転免許(以下「仮免許」という。)を除く。)を受けていた期間が五年以上である者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を令第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないもの(以下この項において「特別特定失効者」という。)又は特別特定失効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を同項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないものとする。

2 「略」

改正前

(府令第三十八条第十一项の国家公安委員会規則で定める者)

第五条 府令第三十八条第十一项第一号ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、法第九十七条の二第一号第三号に規定する特定失効者(その者の運転免許(以下「免許」という。)が法第百五条の規定により効力を失った日から起算して六月を経過しない者に限り、府令第十八条第一号第一号に規定するやむを得ない理由により運転免許証(以下「免許証」という。)の有効期間の更新を受けることができなかつた者を除く。)のうち当該免許に係る免許証の有効期間の末日までに継続して免許(仮運転免許(以下「仮免許」という。)を除く。)を受けていた期間が五年以上である者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を令第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないもの(以下この項において「特別特定失効者」という。)又は特別特定失効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を同項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないものとする。

2 「同上」

備考 表中「」の記載は注記である。